

5年条項見直し案 についての公開 レクチャー

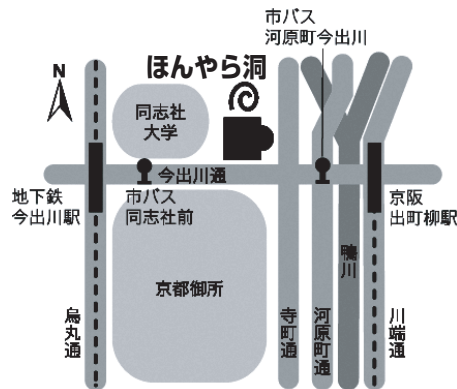
講師：塩見卓也（弁護士）

2月8日(月) 6時～7時30分

無料(1ドリンク注文ください)

会場：「ほんやら洞」2階 075-222-1574

5年でくびは違法？ 期待権とは？ 解雇規制法理とは？
今回の見直し決定の意味、そして集団訴訟について。



法曹 Today



塩見 卓也さん
弁護士

■ □ ■

それから1年以上がたちましたが、年末年始の「年越し派遣村」報道を見ても分かるように、貧困に関する問題は、私以前の文章を書いた当時以上に大きな問題となつて持ち上がってきています。

現在の貧困問題は、労働者派遣法の改定を中心とする労働市場の規制緩和により、政策的に生み出されたものであるといっても過言ではありません。規制緩和によつて、貯金もできない低賃金で、しかも簡単に解雇されやすい労働者

私は一度、このコーナーの前身「法廷メモランダム」(07年12月18日付)で文章を書いたことがあります。当時の記事の書き出しは、「『格差社会』という言葉が一般的に言われるようになって久しくなりました。最近、弁護士の間でも、『貧困』という問題にどう取り組むかということが強く意識されるようになってきています」というものでした。貧困問題は刑事事件の原因にもなつてしまつて、貧困状態にある被告人の生活基盤を安定させれば、再犯のおそれなくなる場合もあることを、私が受任した事件の実例を紹介しながら書かせていただきました。

が大量に生み出されてしまったこととは、否定できない事実だと思えます。その一方で、実際に解雇された労働者が次の仕事を見つめるまでの間、失業給付を受けやすくなるなどのセーフティーネットの整備は置き去りにされてきたのです。

働く人へ健全な社会を

■ □ ■

京都弁護士会も、貧困との関連も含めた労働問題に取り組む「労働に関する委員会」を4月から立ち上げ、「労働と貧困」の問題により強く取り組めるよう準備をしています。働く人が当然に人間らしく生活できる健全な社会に戻れるよう、私も力を尽くしたいと思つていきます。

私は弁護士として主に労働事件を多く手がけていますが、「労働」の問題は従来、「貧困」の問題と別々に議論されるものでした。なぜなら、働いているのに貧困状態にあるというのは、そのこと自体が矛盾だからです。健全な社会では、働いている人が日々の食事に事欠くような貧困状態にあつてはならないはずなのです。現在のわが国の状況は、そのような意味で不健全な状態に陥つてしまつたといえます。

労働問題を扱う弁護士としても、もはや貧困問題を切り離して語ることはできなくなつていきます。日本弁護士連合会は昨年10月の人権擁護大会で、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を求める決議」を全会一致で可決しました。

大阪府出身。04年司法試験合格。原爆症集団訴訟弁護団、日本労働弁護団、日本労働法学会などに所属。主に労働事件を扱う。

塩見卓也さん（市民共同法律事務所）

▲朝日新聞2009年1月20日

略歴 大阪府出身
京都大学法学部卒
大阪市立大学法科大学院中退
2004年司法試験合格

くびくび雇止め訴訟弁護団。昔は西部講堂で長髪のバンドマンでしたが、今は丸刈りにスーツ。現在、京都でもっとも多く労働問題を扱うホープです。

5年条項についての公開学習会を企画しました。さまざまな質問も受け付けます。学内・学外を問わず、どなたでもお越しください！

主催：京都大学時間雇用職員組合ユニオンエクスタシー
問い合わせ：070-5506-7365